

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

規 則

告 示

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	（震災援護室）	一
○有害図書類の指定	（共同参画社会推進課）	一
○生活保護法による医療機関の指定	（社会福祉課）	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	三
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	（同）	三
○生活保護法による施術者の指定	（同）	三
○生活保護法による指定施術者の廃止の届出	（同）	三
○生活保護法による指定施術者の辞退の届出	（同）	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第一号漁業者）	（農林水産経営支援課）	四
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	四
○土地改良区の定款変更の認可	（北部地方振興事務所）	五
監査委員		
○定期監査の結果の公表		五

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年宮城県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号2（二）中「二、三八七、〇〇〇円」を「二、四〇一、〇〇〇円」に改め、同表第三号3（一）の表中

一七、三〇〇円	二二、三〇〇円	三三、八〇〇円	三九、三〇〇円	四九、八〇〇円
二八、六〇〇円	三七、〇〇〇円	五一、六〇〇円	六〇、四〇〇円	七五、九〇〇円

を

一七、二〇〇円	二二、二〇〇円	三三、七〇〇円	三九、二〇〇円	四九、七〇〇円
二八、五〇〇円	三六、九〇〇円	五一、四〇〇円	六〇、二〇〇円	七五、七〇〇円

に改

め、同号3（一）の表中

一六、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五、四〇〇円
一一、四〇〇円	一三、八〇〇円	一七、五〇〇円

を

一一、四〇〇円	一三、八〇〇円	一七、四〇〇円
一六、八〇〇円	一九、九〇〇円	二五、三〇〇円

に改め、別表第一第十二号2中「一三四、

二〇〇円」を「一三三、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百八十七号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	miniペリ 2012 vol.4 18426・09	(株)秋水社
二	雑誌	恋愛宣言PINKEY 2012 VOL.14 15166・10	(株)秋水社
三	雑誌	恋愛白書バステル 2012 10月号 19625・10	(株)宙出版
四	雑誌	サムライイーエルオー 10月号 14171・10	インフォレストパブリッシング(株)
五	雑誌	すもも 2012 volume.13 24407・9/11	(株)双葉社
六	雑誌	エキサイティングマックス! 2012 10月号 02091・10	(株)ぶんか社
七	雑誌	まんがグリム童話 2012 10月号 08305・10	(株)ぶんか社
八	雑誌	月刊ほんとうに怖い童話 2012 10月号 08103・10	(株)ぶんか社
九	雑誌	無敵恋愛エス ガール 2012 10月号 08577・10	(株)ぶんか社
十	雑誌	黄金のGT 10月号 12259・10	(株)晋遊舎
十一	雑誌	BLACKBOX 2012 10月号 VO L.71	マイウェイ出版(株)
十二	雑誌	17843・10 本当にあった女の波瀾万丈人生 2012 10月号 07079・10	(株)竹書房
十三	コミック	アンサーノート 57625・42	(株)竹書房
十四	コミック	制服×征服×性服II世界大戦 52973・10	(株)日本文芸社
十五	コミック	ハッピーボール 50526・17	(株)芳文社
十六	雑誌	裏モノJAPAN 2012 10月号 01805・10	(株)鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が、一から十五までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十六の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
熱海医院	遠田郡美里町字素山町十八・一	平成二十四年六月一日
米谷医院	遠田郡涌谷町字田町裏百九十一・一	平成二十四年七月一日
大崎ミッドタウン総合メディケアクリニック	大崎市松山金谷字中田七十六・一	平成二十四年七月十七日
仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二・百八号	平成二十四年八月一日
おおぬま小児科	柴田郡柴田町槻木上町一丁目一・五十一	平成二十四年九月一日
いそだ歯科クリニック	巨理郡巨理町達隈高屋字道下二十九・三	平成二十四年六月十三日
医療法人正仁会 富谷ガーデン歯科	黒川郡富谷町大清水二・十三・三	平成二十四年九月一日
イオン薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩館下六・一外	平成二十四年六月二十五日
イオン薬局古川店	大崎市古川旭二丁目二・一	平成二十四年七月一日
みどり薬局	大崎市古川台町四・三十五	平成二十四年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 気仙沼東新城店	気仙沼市東新城二丁目六・五	平成二十四年八月一日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前百三十五・一	平成二十四年八月一日

ニチイケアセンター古川訪問看護ステーション	大崎市古川福沼一丁目十四・三十五	平成二十四年七月一日
あおい訪問看護ステーション富谷	黒川郡富谷町東向陽台三・二十八・二二	平成二十四年七月三十一日

○宮城県告示第六百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
熱海病院	遠田郡美里町字素山町十八	平成二十四年五月三十一日
米谷医院	遠田郡涌谷町字田町裏百九十一・一	平成二十四年六月三十日
カメイ調剤薬局中里店	石巻市中里五丁目一・一	平成二十四年六月三十日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前百三十五・一	平成二十四年七月三十一日

○宮城県告示第六百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
猪苗代医院		気仙沼市弁天町一丁目一・四	平成二十三年七月一日

変更後	気仙沼市三日町二丁目一・九	
変更前	イオン薬局新名取店	名取市杜せきのした五丁目三・一
変更後	イオン薬局名取店	平成二十四年六月二十一日

○宮城県告示第六百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
鷹取 愛 （株式会社フレアス）	仙台市若林区卸町五丁目一・十 卸町斎喜ビル五〇一	平成二十四年六月五日
横田 良介 （丸森名倉整骨院）	伊具郡丸森町字町西十二	平成二十四年七月十三日
石垣 慎 （レイス治療院宮城栗原）	栗原市築館高田一丁目五・六	平成二十四年七月三十日
鈴木 善博 （すずきよしひる整骨院）	石巻市蛇田字新大坪九十五 キャッスルステイ恵み野一〇二	平成二十四年八月一日
川村 安弘 （せんだい接骨院）	仙台市宮城野区西宮城野十・五 ソフィア宮城野一F	平成二十四年八月一日

○宮城県告示第六百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名(施術所の名称) 村上 光典 (株式会社こみかケアこ こみ訪問マッサージ若林)	施術所の所在地 仙台市若林区大和町一・十八・一コーポ 平間一〇一号室	廃止年月日 平成二十四年六月二十九日
--	--	-----------------------

○宮城県告示第六百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十一条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり指定の辞退があった。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名(施術所の名称) 庄司 健一 (北船岡整骨院) 小野寺順裕 (船岡中央接骨院)	施術所の所在地 柴田郡柴田町北船岡三・五・十四 柴田郡柴田町船岡東三・五・五	辞退年月日 平成二十三年七月三十一日 平成二十四年六月一日
---	--	-------------------------------------

○宮城県告示第六百九十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域 山元町区 域(宮城 県漁業協 同組合の 山元支所 の地区)	区分 小型定置漁業	同意成立の 届出年月日 平成二十四年 九月四日	発起人の住所及び氏名 巨理郡山元町坂元字浜 寺島 洋孝 巨理郡山元町坂元字磯 北谷地十四・三十四 鈴木 重紀	漁業の種類 漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第六條 に規定する漁 業	特定一号 漁業者数 二人
--	--------------	----------------------------------	---	--	--------------------

○宮城県告示第六百九十五号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。
平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨ一ネ病
- 二 畜種
牛(黒毛和種)
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 二頭
- 四 発生の場所又は区域
登米市
- 五 発生年月日
平成二十四年九月五日
- 六 患畜の取扱い
法令殺

○宮城県告示第六百九十六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・五・百五号矢本中央線
三・四・百九号上河戸下浦線
三・四・百十号東矢本駅前線
三・四・百十一号野蒜一号線
三・五・百十二号野蒜二号線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百九十七号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年九月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の認可日から起算して六か月以内に宮城県を被告として宮城県庁を訴すことについては、この認可の日から起算して五年を超えて認められない。

平成二十四年九月十四日

宮城県土木部都市計画課事務長

佐 嶋 恒 田 祐 伸

留 留 査 査 員

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成24年度定期監査の結果については、次のとおりです。

平成24年9月14日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威

宮城県監査委員 菅 間 進

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

記

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

別紙のとおり

2 監査結果

平成23年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は、認められませんでした。

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成24年7月18日

大崎広域水道事務所

平成24年7月13日

仙南・仙塩広域水道事務所

平成24年7月9日

2 事業概要

本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業（給水）開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万m ³	1日最大 10万 1,150m ³	大崎市、栗原市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、富谷町、松島町、大衡村（10市町村）	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300m ³	1日最大 27万 9,000m ³	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、大河原町、若沼市、蔵王町、亘理町、村田町、柴田町、七ヶ浜町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、富谷町（17市町）	平成2年度

3 事業実績

平成23年度における事業実績は、次のとおりである。

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域事業	千円 23,506	千円 3,126,258	千円 2,366,386	千円 706,702	千円 706,702
仙南・仙塩広域事業	74,485	12,179,304	8,758,922	3,402,604	3,402,604
合 計	97,991	15,305,562	11,125,308	4,109,306	4,109,306

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成24年7月18日

大崎広域水道事務所 平成24年7月13日

仙南・仙塩広域水道事務所

平成24年7月9日

2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。
事業廃止した仙南工業用水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大10万m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大10万m ³	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	昭和51年度
仙台北部工業用水	添沢ダム	1日最大5万8,500m ³	大崎市、加美町、大和町、大衡村(4市町村)	昭和55年度
仙南工業用水	七ヶ宿ダム		事業廃止	

3 事業実績

平成23年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
仙塩工業用水	6,654千m ³	405,948千円	609,402千円	219,388千円	662,053千円
仙台圏工業用水	6,420	170,534	344,032	174,612	579,340
仙台北部工業用水	6,475	434,239	419,588	10,801	1,110,517
仙南工業用水	-	399,828	8,382	391,445	908,204
合計	19,549	1,410,549	1,381,404	8,246	777,328

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税を含むが、経営状況のコストは消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 平成24年7月18日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業を行っている。

3 事業実績

平成23年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
地域整備事業	400,722千円	442,602千円	43,396千円	444,233千円

(注)1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税を含むが、経営状況のコストは消費税を除いた経理処理に基づく額である。